

規制緩和と構造

日本免震構造協会副会長 救仁郷 齊



最近、国内のあらゆる分野で、規制緩和の大合唱が聞かれる。たしかに今の行政の規制は、行き過ぎた面が多いことも事実である。そういったものをどんどん廃止、緩和することには大賛成である。しかし、最後まで残さなければならない規制のひとつに、安全と環境と消費者保護の問題がある。

もうひとつ規制緩和に関して「自己責任論」がある。行政の規制に頼る前に、国民一人一人が自己の責任によって消費や経済行動を行うのが基本であるという立場である。

これを建築について考えてみよう。

建築の規制にはいろいろあるが、なんといっても大きいのは建築基準法である。その建築基準法の規制は大きく分けて、集団規定としての都市計画規制と単体規定としての建築物の構造・設備についての規制がある。

前者の集団規定は、都市に建築物を建てる際のルールを定めたものであり、現行の規則の内容あるいは地域・地区の指定のあり方など、再検討やしほり込みは必要としても安全や環境といった面からも、最後まで残さざるを得ない規制であろう。

問題は後者である。現在の建築法全集は厚さ数cmにおよんでいるが、その殆どは単体規定に関するものである。

建築基準法も制定以来40年以上の歴史を引きずっているため、規定の中には制定当時としては新しい技術であったため、こと細かく規定する必要があったが今は普遍化しているもの、あるいは当時の技術水準、施工水準から必要だったことにも今では少々手取り足取り的な規定になっているものも多い。

これらのものは、見直して簡素化することが必要だろう。

また、この単体規定に関しては前述の「自己責任論」で自分の建物を作るのに行政が関与し過ぎるのはどうかという考え方がある。

しかし、個人住宅などは別として、殆どの建物はそれを利用するのは所有者だけでない第三者である場合が多い。また個人住宅などは施主が全くの素人である場合が多く、消費者保護といった点から、行政が全く

手を引くというわけにも行かない。

これらの規定がどうあるべきかという議論のほかに、規制緩和の大きな問題として行政手続きの問題がある。確認申請などの手続きに大きな労力と時間がかかり過ぎる。これらの手続きを簡素化して、純技術的な問題は建築士に任せたらどうかといった問題である。

問題を構造の問題にしぼってみよう。

現在の建築基準法では政令で構造計算基準がこと細かく規定され、建築主事が構造計算書をチェックすることになっている。規則では建築士の設計したものであれば確認申請に構造計算書は省略してもよいと行政庁が定めてよいことになっているが活用されていない。

まず基準の問題である。どこまで建築基準法の中で規定すべきか。建築センターや建築学会の規準だけでいいのではないかという考え方もあろう。

次は手続きの問題である。建築主事が構造計算書までチェックするのをやめて建築士に任せ、必要があれば構造計算書でどういう考え方で構造計画をしたかだけを見ればよいのではないかという考え方である。私個人としては社会的な条件を整えながらその方向にもっていった方がよいと考えている。

しかし、現在年間100万件をこえる確認申請があり、その半分近くは構造計算を必要とする建物である。これらは一応構造計算はされているが、構造計画がキッチンとされているのか、その建物の安全耐力をどのように考えて計画したのか、確認申請が通ればよいやという程度の構造計算書が多いのも事実である。

一流の構造屋さんと話をする、基準なんかやめて建築士の責任でやらせた方がよいといわれる。しかし、全国津々浦々まで構造技術者の技術レベルがそこまで行っているのか、人間がする以上エラーは必ずあり、そのチェックのシステムをどうするのか。

いずれにしても、規制緩和について、建築界、また構造の分野でも既成概念を捨てて白紙に返って議論すべきときだと考える。

(財)建築行政情報化センター理事長)